

第5号議案

名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について

尾張旭市長から諮問があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和3年6月4日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水 津 功

(案)

名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）

都市計画道路中 3・4・300 号名古屋瀬戸線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・300	名古屋瀬戸線	尾張旭市 印場元町 二丁目	瀬戸市 祖母懐町	尾張旭市 三郷町 陶栄	約 9,090m	地表式	2 車線	16m	愛知環状鉄道と立体交差 幹線街路と平面交差 19 箇所	

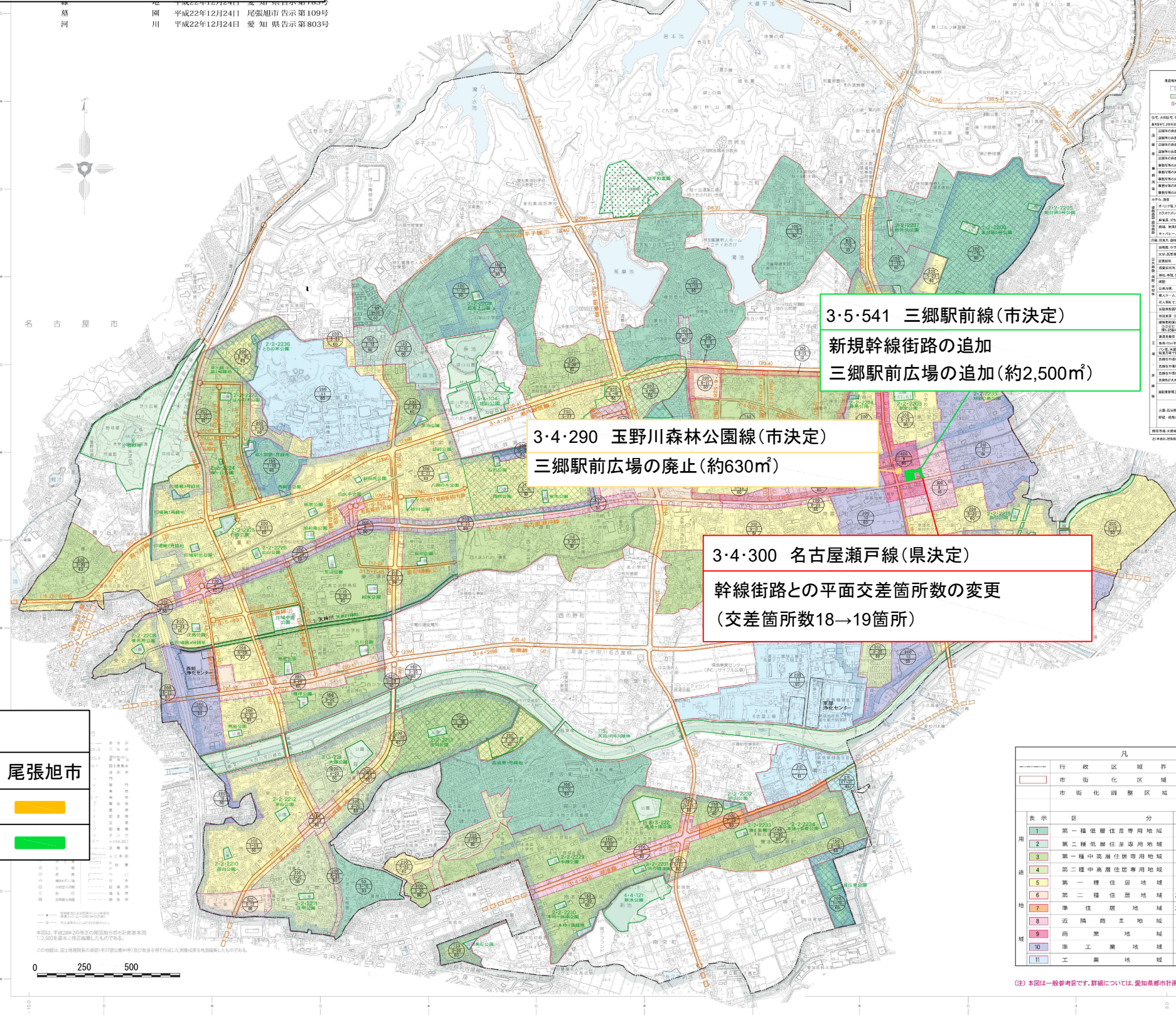
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・541号三郷駅前線の追加（尾張旭市決定）に伴い、3・4・300号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を18箇所から19箇所に変更するものである。

名古屋都市計画道路の変更
 3・4・290 玉野川森林公園線(三郷駅前広場)(市決定)
 3・4・300 名古屋瀬戸線(県決定)
 3・5・541 三郷駅前線(市決定)
 総括図
 縮尺1/25,000

計画図



3・5・541 三郷駅前線(市決定)
 新規幹線街路の追加
 三郷駅前広場の追加(約2,500㎡)

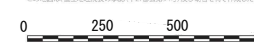
3・4・290 玉野川森林公園線(市決定)
 三郷駅前広場の廃止(約630㎡)

3・4・300 名古屋瀬戸線(県決定)
 幹線街路との平面交差箇所数の変更
 (交差箇所数18→19箇所)

用途地域	面積(㎡)	変更前	変更後	増減
第一種低層住居専用地域	12.3ha	52/100F	37/102F	15m (-5.6%)
第一種中高層住居専用地域	17.1ha	10/102F	6/102F	10m (-39.2%)
第二種中高層住居専用地域	33.3ha	15/102F	6/102F	10m (-35.3%)
第一種住居地域	22.2ha	10/102F	6/102F	10m (-36.0%)
第二種住居地域	11.1ha	15/102F	6/102F	10m (-58.6%)
準住居地域	13.3ha	-	-	1.1%
第一種近隣商業地域	23.3ha	15/102F	6/102F	- (71.7%)
第二種近隣商業地域	8.8ha	20/100F	6/102F	- (68.3%)
準工業地域	31.1ha	20/100F	6/102F	- 26.4%
工業地域	7.0ha	20/100F	6/102F	- 6.4%
第一種近隣商業地域	31.1ha	20/100F	6/102F	- 26.4%
第二種近隣商業地域	6.4ha	20/100F	6/102F	- 4.1%
準工業地域	6.4ha	20/100F	6/102F	- 0.5%
近隣商業地域	4.1ha	20/100F	8/102F	- 3.5%
準工業地域	9.3ha	40/100F	8/102F	- 0.7%
準工業地域	12.3ha	20/100F	6/102F	- 6.1%
工業地域	7.0ha	20/100F	6/102F	- 6.6%
合計	119.0ha	-	-	100%

凡例	
決定主体	尾張旭市
変更前(除外区域)	
変更後(追加区域)	

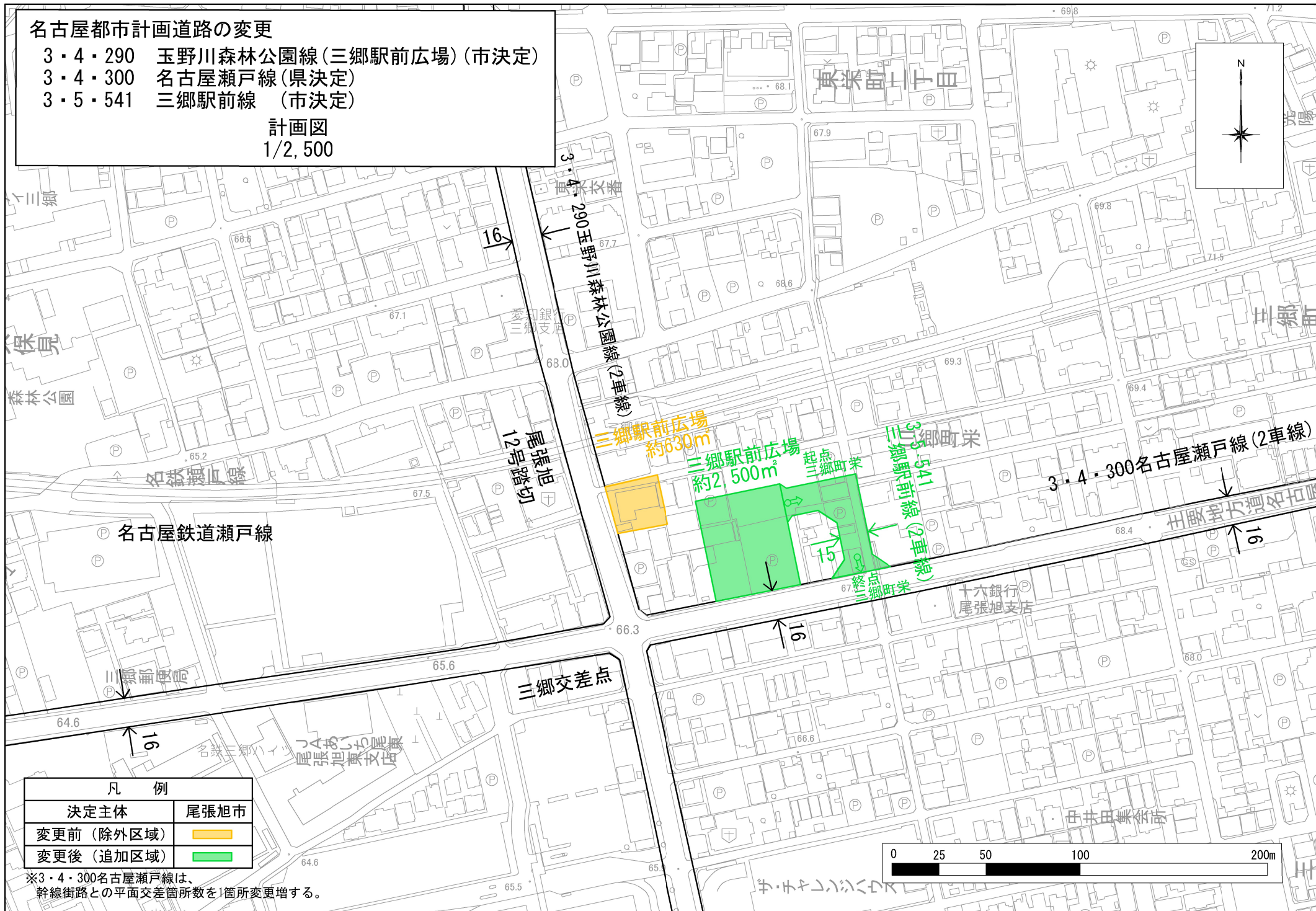
凡例	
行政区域境界	
市街化調整区域	
市街化調整区域	
表示区分	その他の規制
1 第一種低層住居専用地域	地区計画区域
2 第二種低層住居専用地域	土地地区管理準拠区域
3 第一種中高層住居専用地域	15・20メートル高度地区
4 第二種中高層住居専用地域	20メートル高度地区
5 第一種住居地域	15・23メートル高度地区
6 第二種住居地域	23メートル高度地区・準防火地域
7 準住居地域	23メートル高度地区・準防火地域
8 近隣商業地域	準防火地域
9 商業地域	準防火地域
10 準工業地域	準防火地域
11 工業地域	準防火地域



名古屋都市計画道路の変更

- 3・4・290 玉野川森林公園線(三郷駅前広場)(市決定)
- 3・4・300 名古屋瀬戸線(県決定)
- 3・5・541 三郷駅前線(市決定)

計画図
1/2,500



凡 例	
決定主体	尾張旭市
変更前(除外区域)	
変更後(追加区域)	

※3・4・300名古屋瀬戸線は、幹線街路との平面交差箇所数を1箇所変更増する。

理 由 書

(名古屋都市計画道路 3・4・300号名古屋瀬戸線)

1. 都市の将来像における位置づけ

名古屋都市計画区域マスタープラン（2019年3月策定）では、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実を促進し、交通結節点の機能強化・充実にあたっては、誰もが使いやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮することとしています。

尾張旭市都市計画マスタープラン（2011年3月策定）においては、追加する3・5・541号三郷駅前線が位置する三郷駅周辺について、市の中核となる「活力拠点」として、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、交通結節点として交通機能の強化を図ることとしています。また、現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざすことを定めています。

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

三郷駅周辺の都市機能の充実に向けた開発を支え、交通結節機能を強化するため、3・5・541号三郷駅前線（尾張旭市決定）を、3・4・300号名古屋瀬戸線に接続する形で新規に都市計画決定します。

このことに伴い、3・4・300号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を変更します。

(参考：三郷駅前線の新規決定について（尾張旭市決定）)

三郷駅前広場は、昭和32年に3・4・290号玉野川森林公園線の東側沿道、三郷駅から南西の位置に、約630㎡の規模で都市計画決定されています。その後、平成23年度より駅周辺のまちづくり検討を地域の方々と開始し、検討を進めた結果、駅周辺にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施することとしました。

これに伴い、今後駅利用者は更に増加することが予測され、既決定の駅前広場の位置や規模では、近接する尾張旭 12 号踏切の安全な運用へ影響が生じるほか、駅前広場周辺の円滑な交通処理が困難となる状況にあります。

そこで、当事業実施により増加する駅利用者の利便性及び安全性を確保するため、3・4・300 号名古屋瀬戸線より出入りする位置に駅前広場の配置を見直すとともに、駅前広場の面積を変更します。

以上のことから、三郷駅前広場を含む 3・5・541 号三郷駅前線を新規追加するとともに、既決定の 3・4・290 号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止します。

(2) 都市計画変更の内容

路線名：3・4・300 号名古屋瀬戸線

内 容：構造の変更

概 要：3・5・541 号三郷駅前線の追加（尾張旭市決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を 18 箇所から 19 箇所に変更します。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 19 箇所	幹線街路と平面交差 18 箇所